

# ビジネスモデル新時代 CDM 実施をどう捉えるか？ —炭素制約社会におけるビジネスモデル—

Climate Experts  
《地球温暖化戦略アドバイザーサービス》

松尾 直樹<sup>†</sup>

## 内 容

1. 京都議定書のビジネスにおける意味.....	1
2. 動き出した CDM プロセス.....	2
3. CDM をいま実施すべきか？.....	2
3.1. CDM 実施にかかわるリスク.....	2
3.2. CDM プロジェクトデザインドキュメント.....	3
3.3. 「追加的部分」としての CDM プロジェクト.....	3
4. 2003 年の CDM への期待.....	3

## 1. 京都議定書のビジネスにおける意味

昨年末のマラケシュにおける合意を受け、今年 6 月には、日本も京都議定書に批准した。WSSD においてロシアも批准への手続きが進んでいるという声明を行った。おそらく来年前半には、京都議定書は発効するであろう。

マラケシュ合意は、京都体制の運用則を定めたルールブックであり、国際社会は、いよいよ制度デザインステージから、実施ステージへと大きく舵をきったと言える。

日本政府も、もっとも重要なインセンティブ設定はいまなお不透明であるが、京都メカニズムを日本企業が活用できるような制度的サポートを、矢継ぎ早に整えてきている。2004 年の包括的温暖化政策レビューにおいては、かなり抜本的な方向転換が図られる可能性も高いであろう。

いずれにせよ、企業としては、このきたるべき将来の「ビジネス環境の変化」を読み、それ

<sup>†</sup> E-mail: [n\\_matsuo@climate-experts.info](mailto:n_matsuo@climate-experts.info). Web: <http://www.climate-experts.info/>.

にいち早く対応したビジネス展開を行うことが求められることとなる。

ここでは、この新しいいわば「炭素制約社会」におけるビジネスモデルのひとつとして、CDM に焦点を当て、考えてみよう。

## 2. 動き出した CDM プロセス

CDM は、2008 年からはじまる第一コミットメント期間に先立ちはじめることのできるメカニズムである。昨年の COP 7 (マラケシュ会議)において、制度を監督する CDM 理事会が設立され、その下部組織である各種のパネルとともに、いままで精力的な活動が行われてきた。

その結果、現在では、プロジェクトの CDM としての有効性の確認と、GHGs 削減量の検証・認証を行う Operational Entities という機関の認定プロセスが始まっている。小規模 CDM に関する手続きなどもほぼ固まり、プロジェクトデザインドキュメントのフォームも完成した。来年は CDM 元年と言える年になるであろう。

実際、CDM になるのであるプロジェクトはいくつか動き出しており、またいわゆるカーボンファンドと呼ばれるプロジェクトのポートフォリオを構成するような動きもある。そのひとつである世銀の PCF には、日本政府 (JBIC) やいくつかの商社、電力会社がすでに資金を投じている。政府によるクレジット買い取り制度としては、オランダの CERUPT がすでに第 2 ラウンドに入っている。

## 3. CDM をいま実施すべきか？

もちろん、現段階では、日本企業に対するあらゆる形の温暖化規制は入っていない。そのような中で、CDM をいま、リスクを冒しつつ実施すべきであろうか？

### 3.1. CDM 実施にかかわるリスク

CDM を行うことによるリスクとは、いったいどのようなものであろうか？ もちろん、一般の海外プロジェクトを行う上でのリスク (カントリーリスク等) は存在するが、ここでは、CDM 固有のリスクを考えてみよう。

よく考えてみると、実は CDM 固有のリスクは、それほど大きくないことがわかる。もっとも懸念されるリスクは、CDM クレジット (CERs) を獲得したものの、それがムダに終わってしまうリスクである。将来の国内制度が不透明な中でこのリスクは大きいような気がするが、実はこのリスクは大きくはない。CERs あるいはそれを含んだ GHG ユニットの市場はすでに存在し、それが今後拡大していくことは確実である。したがって、その (想定される) 市場価格より低コストで CERs を生み出せれば、その意味でのリスクはない。

したがって、問題は低コストで CERs を生み出せるかどうか？ という点に尽きる。Operational Entities への支払いを含めた取引コストは、各種推計で数十万ドル程度と大きく、一方で、第一コミットメント期における GHG ユニットの平均価格は、CO<sub>2</sub> トンあたり 5 ドル ~ 11 ドル程度 (とかなり安価である) という推計がある (Natsource)。これらの将来価格もリスクに分類されよう。もっとも、それを承知の上、ビジネスを進めてきている企業が世界中でいくつもある。

ることも事実である。

一方で、CDM を実施しないことによる「リスク」も看過できないであろう。早期のビジネス機会の確保に重きを置く場合には、現段階でコスト的にリスクが大きい場合にも、ノウハウや経験を蓄積しておくことを重視するであろう。もっとも、二番手、三番手の利益も存在するかもしれない。このあたりは、その企業の考え方に依存しているといえる。いずれにせよ、リスク計算とコスト試算などの事前準備は必要であろう。

### 3.2. CDM プロジェクトデザインドキュメント

企業によって、選択するプロジェクトの種類、場所などは異なるであろう。もちろん、それによってコスト試算は異なってくる。ただ、前述の「用意」だけは、行っておく価値がある。

それでは、どのような「用意」が必要であろうか？

それには、考えられるプロジェクトのオプションのリストの作成と、そのコスト試算（概算）、バリアの同定などのほかに、CDM 固有の手続きなどがある。特に、今年の8月末に発表されたプロジェクトデザインドキュメント(PDD)を、実際に作成してみることは、そのための格好の練習となる。

それも難しい場合には、既存の PDD を検討してみることができる。前述の PCF や CERUPT/ERUPT は、すでにパブリックコメント用その他で、数多くのプロジェクトの PDD などを公開している。これらを精査するのであれば、コストはほとんど要しない。これらによって、現在、もっとも重要であろうと考えられる「CDM のノウハウ」を蓄積することができる。

### 3.3. 「追加的部分」としての CDM プロジェクト

CDM プロジェクトを考える場合、それを特に単独で考える必要はない。ある（場合によっては実施されている）金銭的収益の出るプロジェクトに「追加的部分」として、CDM を考えることから始めることが、リスクが少ないであろう。

すなわち、CDM の部分は、(CERs の獲得を通じて)プロジェクトのキャッシュフローの改善に寄与する一部として位置づけられるわけである。

特に、「その部分」をプロジェクトがなかった場合と比較して、排出量削減が「追加的」とみなされるためには、そのための「合理的な説明」ができなければならない。そのためには、プロジェクトファイナンス方式が有効である。

## 4. 2003 年の CDM への期待

---

条約事務局は、2003 年において登録される CDM プロジェクトの数を、200 程度と推計している。実際に行うのは、EU 諸国と日本くらいであり、クレジットの必要量は日本の方がかなり多いわけである。よって、その半分以上、日本のかかわったプロジェクトであることが望まれる。現状では出遅れているが、少なくとも50程度は、欲しいところである。

ただ、日本政府による公的資金面の支援がないとプロジェクトを実施できないようでは、長続きしない上、けっしてのぞましい姿ではないであろう。また、日本企業が、その技術的な

どの面で、欧米企業にひけをとるとも考えにくい。

その意味でも、できるだけ多くの FDI 型プロジェクトを（追加性問題をクリアしつつ）CDM 化することが望まれる。戦略的に、先駆者の利益を狙った行動を起こす日本企業が多数あらわれることを期待したい。

以上